

盛岡広域振興局長告示第70号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者が指定居宅サービスの事業を廃止しようとする旨次のとおり届出があった。

平成27年9月4日

盛岡広域振興局長 浅 沼 康 揮

居宅療養管理指導

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0372200378	米島 茂樹	すばる薬局	紫波郡矢巾町流通センター南三丁目1番7号	平成27年7月31日